

「移住体験ツアー」の企画及び運営業務仕様書

1 業務の名称

「移住体験ツアー」の企画及び運営業務

2 概要と目的

本市への移住者の増加には、移住後のライフスタイルを具体的にイメージし、移住に向けた不安を解消することが必要であるため、まずは福井市をはじめとした嶺北の11市町を巡るツアーを実感してもらい、移住の障害となっている事項や不安を解消することを目的とする。

3 業務の契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 業務内容等

(1) 提案にあたり考慮する事項(業務全般)

① 企画内容

- i. 本業務における主なターゲット層として、首都圏等を中心とした都市部在住の概ね20代～40代で、地方での生活体験やまちづくり等、福井市への移住に関心のある層を想定した内容とすること。
- ii. ツアーを通じて移住後のライフスタイルをイメージできるよう、観光地を巡るだけでなく、実際の生活者と同じ目線に立てるようなツアー内容とすること。
- iii. 本業務の取組やその経過等を市内外に効果的に発信するため、パブリシティ活動を意識した提案とすること。
- iv. 各業務について、執行体制、工程を示し、実現可能性を明確にすること。
- v. 定量的な活動指標(人数、件数、回数等)を設定すること。

② 再委託について

- i. 業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託することはできない。
※主たる部分：総合的企画及び業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ii. 上記に規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託実施の有無等を明示すること。
- iii. 業務を再委託する場合、事前にその内容を本市に相談するとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施すること。

③ 経費見積

- i. 業務履行に要する経費をすべて盛り込み、費目等の積算根拠を明らかにして見積もること。

* 費目例：謝金（講師等）、交通宿泊費（費用弁償）、使用料及び賃借料、事務諸経費（消耗品・印刷・通信等）、広告料、保険料、委託料、一般管理費など。

ii. 以下の費用は経費に含めないこと。

※参加者の旅費や宿泊費の支給、飲食費、販促物（ノベルティ）の制作に係る経費など、個人への給付に相当する経費

※備品購入自体を主目的とした経費

(2) 業務内容

「移住体験ツアー」の企画、運営及び管理

〈提案にあたり考慮する事項〉

i. 「移住体験ツアー」の開催イメージは以下のとおり。

〔実施時期〕 令和7年1月～2月

〔開催回数〕 1回（2泊3日）程度

〔参加人数〕 県内外からの公募による10人程度

〔主な内容〕 ・ツアーへの参加者を公募により募集（先着順）

・嶺北の11市町のうち最大3市町を巡るツアー内容の企画

・参加者のアテンド

・ツアーに関する効果検証

ii. ツアーの公募方法について、具体的に提案すること。

iii. ツアー内容に関して、具体的な企画を提案すること。また、参加者が地域住民や移住コーディネーターなどと交流する、地域の生活を体験する等、福井県への移住イメージの具体化や移住に関する不安の解消に繋がるような内容を盛り込むこと。

iv. ツアーのアテンドについて、具体的な体制を示すこと。また、事故やアクシデントが発生した場合の対応方法について具体的に示すこと。

v. ツアー参加者からツアーへの参加費を徴収すること。

vi. ツアー参加者に対して事後アンケート等を実施し、ツアーの効果や課題について分析を行うこと。

(3) 成果品の利用及び著作権

i. 本業務で使用・制作したデザインや画像、動画等の商標権、著作権等の全ての権利は、福井市に帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。また、本業務で使用・制作したデザインや画像、動画等は、福井市において本件業務以外に二次使用することがある。

ii. 素材等に含まれる第三者の著作権・肖像権その他全ての権利に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受注者が交渉及び必要な権利処理を行うものとする。なお、その費用は委託料に含むものとする。

iii. 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任及び費用は、受注者が負うものとする。

5 本業務にかかる留意事項

(1) 業務の履行について

i. 業務の企画運営に関し、福井市と定期的な連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。

- ii. 業務に必要な許可等の手続き、資料等の収集について原則として自ら手配すること。
- iii. マスコミ等の取材にいつでも対応できるよう、必要な資料を整理しておくこと。
- iv. 不測の事態に備え、イベント保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。
- v. 業務完了時に、成果品として「業務完了報告書」及び「業務の経過が分かる資料(写真や記録)」等を納めること。内容については、福井市の指示に従うこととし、不備があった場合は、修正など必要な処置を講じること。
- vi. 各業務の実施にあたり業務工程等を事前に福井市に報告すること。

(2) 秘密の保持や個人情報の保護について

- i. 受注者は、契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ii. 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、業務に係る個人情報の保護について常に最善の注意を払うものとする。